製品含有化学物質規制への対応（2011年２月現在の情報です）

欧州のRoHS指令に代表されるように、製品に含有される有害な化学物質を規制する動きが世界中に広がっています。 当社の取り組みを以下に紹介します。

■欧州RoHS指令への取り組み

欧州連合（EU）では、電気・電子機器廃棄物を一般の廃棄物と分別して回収するシステムを確立し、電気・電子機器に対し有害物質の使用を制限し、環境や人の健康に及ぼす危険を最小にすることを求め、WEEE 指令およびRoHS 指令が制定されました。
当社では、製品への有害物質の使用を制限することが、地球環境保全の観点から企業の社会的責任であると認識し、RoHS指令への対応品を標準品としてそろえました。

●欧州RoHS指令とは

電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する2003年1月27日付欧州議会および理事会指令2002/95/EC（RoHS：The Restriction of the use of certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment）
2006年7月1日以降は、電気・電子機器に対し、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール類（PBB）およびポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE）の使用を禁止しています。

●最大許容濃度

均質材料において
鉛、水銀、六価クロム、PBB、PBDE …………………… 0.1wt%
カドミウム…………………………………………………… 0.01wt%
ただし、RoHS指令の除外用途は除く。

●適用範囲

廃電気・電子機器に関する指令2002/96/EC（WEEE：Waste Electrical and Electronic Equipment）の付属書ⅠAに定めるカテゴリー1,2,3,4,5,6,7,10 に属する電気・電子機器に適用されます。

カテゴリー
1. 大型家庭用電気製品
2. 小型家庭用電気製品
3. ITおよび通信機器
4. 民生用機器
5. 照明装置
6. 電動工具（据付型の大型産業用工具を除く）
7. 玩具、レジャーおよびスポーツ器具
10. 自動販売機

●欧州RoHS指令対応品の識別表示

RoHS指令の要求事項に対応する製品を「RoHS指令適合品」としています。 本カタログでは、対応する製品の仕様項目にRoHSマークを表示しています。 また、製品のパッケージに貼付しているラベルにRoHSを表示しています。

■REACH規則への取り組み

欧州連合(EU)では、人の健康と環境の高いレベルの保護、ならびにEU市場での物質の自由な流通の確保と、EU化学産業の競争力と革新の強化を目的にREACH規則が制定されました。
当社の製品はREACH規則第3条3項のアーティクル（成形品）に該当します。 製品からの意図的放出物質はありません。

●REACH規則とは

欧州における化学物質の総合的な登録、評価、認可、制限の規則です。(REACH:REGULATION (EC) No.1907/2006 Registration Evaluation Authorization and Restriction of Chemicals)
この法律は2006年12月18日の欧州理事会での採択、2006年12月30日の官報公示を経て、2007年6月1日に発効しました。

●認可対象候補物質(SVHC)とは

REACH規則 59条の手続きにより定められる物質であり、REACH規則57条で規定される特性（重篤な、「発がん性、変異原性、生殖毒性、難分解性、生物蓄積性、毒性など」が懸念される特性）を持つ物質から選定され、この中から認可対象候補物質が選定されます。
（参照：欧州化学品庁 http://echa.europa.eu/）
認可対象候補物質が公表された段階から、「成形品中に認可対象候補物質を含有する場合はその情報等を受領者に伝達しなければならない」などの義務が発生します。「高懸念物質」と訳される場合もあります。